

日本記者クラブ会報

第112号
1979年
6月10日発行

東京都千代田区内幸町二ノ二ノ一
プレスセンタービル9F 電話100
社団法人 日本記者クラブ 発行
電話 五〇三二七二一(代)

第13回 総会 理事長に酒井氏(共同)を再選

クラブ賞の岩下氏(熊本日日新聞)は名誉会員に

六日、日本記者クラブ第十三回通常総会が開かれた。この総会で総額



内田、平田の両会員に祝福される岩下さん(会員懇親会)

一億六、〇二四万七〇四円に上る昭和五十三年度決算が承認されたほか、第四期(昭和五四〜五五年度)役員として理事二十六名(うち新任十名、重任十六名)および監事三名(うち新任二名、重任一名)が選任された。また理事長には酒井新二氏(共同通信社専務理事)、副理事長には小島章伸(日本経済新聞社取締役東京本社編集局長)および吉村克巳(フジテレビジョン専務取締役)の両氏が再選された。

また、この総会では、一日の理事会で昭和五十三年度日本記者クラブ賞受賞者に決定した熊本日日新聞社会長岩下雄二氏への贈賞が行われた。行事としては、アトラットムダリスリランカ貿易・海運大臣の記者会

見が十日午後行われたが、同相はUNC TADマニラ総会で演説を終えて来日したもので、いわば同会議の「南側代表」として、「北側にも申しす」意気込みが感じられ、東京ラウンドの結果に不満を述べ「世界経済が直面する問題は、北の先進工業国だけが話し合っても解決できない。南の開発途上国も含め世界各国が総ぐるみで対処しなければならぬ」と述べた。

十一日には多賀谷貞穂社会党書記長を招いて、さきの統一地方選挙を終え、いろいろな問題を抱えている同党の対応を聞いた。

十四日にはシリーズ研究会「アジア新時代」の第四回として木村哲三郎アジア経済研究所動向分析部長代理を招いて、ベトナム労働党を中心にインドシナ情勢について分析をしてもらった。

十八日にはオクチュン・トルコ外相の記者会見が行われたが、同相は

多くの経済的な困難にもかかわらずトルコが「病める巨人」ではなく資源も熟練労働者も技術もある中進国であると述べ、日本との幅広い協力関係の必要性を強調した。

二十三日にはシリーズ企画「国際人」の久々の講演会として東大教授の中根千枝氏を招き、「東南アジアと日本」のテーマで、同氏の幅広い体験から生れた各国の文化に対する分析を聞いた。

二十四日には、新聞協会が第十二回目の日ソ記者交換によるゲストとして迎えたソ連のアフナーシエフ・ブラウダ編集長以下四名の記者を招いて昼食会を催したほか、二十五日には訪中の途次、わが国に立寄ったファースト・シカゴ銀行会長A・ロバート・アブード氏以下同行役員十六名の記者会見を行った。

六月一日現在の会員状況

法人会員	一四二社
基本会員	六一一人
個人会員	七八九人
法人・個人賛助会員	四〇社
特別賛助会員	一三三人
名誉会員	五二人
計	一八二社 一、五八三人

私は元来ジャーナリスト志望ではなかった。私が志したのは教育者だった。昭和三年、広島高等師範にはいった時、その志は現実性を得ることになる。(こんな「私事」を、活字にすべく書いたのは新聞社入社以来初めてである。)

高師を出て、熊本の私立鎮西中学、ついで県立の済々黌で教鞭をとった。済々黌は私の母黌である。鎮西で二年、済々黌で七年が過ぎた。

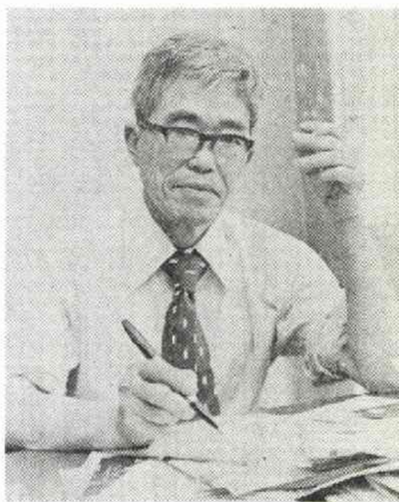
熊本に支那語学校というのがあった。大陸で働こうという人たちのための学校である。由来熊本にはそういう「志」の伝統があった。その学校をもう一つ格上げして、専門学校にしようという企てがあって、東洋語学専門学校という学校が建てられることになった。語学というのは華語、露語、それに馬來語の三部である。

英語は敵性語であったが、全学部に課せられた。その東洋語学の創立に際して、来ないか、と誘われた。私と、済々黌、広島高師で同期で、その頃同じ母黌に勤めていた松村武雄(現・熊本商科大学教授・前学長)の二人で行くことになった。新しい学校を「やる」つもりであった。「やる」目標は「アジア共同体の

54年度日本記者クラブ賞

私の身上書

岩下雄二
(熊本日日新聞社取締役会長)



防人となる人間をつくること」だった。創立が昭和十七年、四年間「やっ」た。その間戦争で大陸にも行った。そして終戦だった。終戦の翌二十一年一月、熊本日日新聞の伊豆富人社長(昨年没)から、論説委員として熊日に来ないかという話があった。

伊豆社長は東洋語専の理事長だったことがある。国は敗れたが教育という仕事

二十年は、大体、私のこれまでの生涯の中心に当る。後半生は全部新聞記者である。その前に、教育者だった十余年がある。

新聞社からの誘いはあったものの、敗戦が軌道転換の一つの契機であったことは動かせない。相談した一人の教授(覚えていない。佐々国雄氏。故人。佐々友房の子息。緑風会の故佐々弘雄氏の兄だった)も、「ぼくが君なら、ぼくは行くね」といった。

二十一年一月何日かに、熊本日日新聞社に出社したその日、私の職業は専門学校教授から新聞記者になったのだが、「教育者」が私から去ったわけではなかった。教鞭をとっていた十四年間を通じて、私の生徒だったものがすでに二千人ぐらいいいた。彼らはすべて私を教育者と思っている。職が変わったからといって、もう教育者ではなくなったのだと、約変していいわけはない。約変できるものではない。私が死ぬか、彼らが死ぬかするまで、私は

は終わったわけではなかった。

新聞社には行かぬつもりだった。同僚その他に断る口実をこしらえてくれと相談した。みんなが、「行け」といった。松村武雄も「行け」といった。行くことにした。昭和二十一年一月、それ以来三十三年になる。初めから論説委員だったから、三、四年間の社会部長兼務はあったが、三十三年間論説委員である。昭和

彼らにとって、依然として教育者である。そう「思った」のではない。そうであった、そうである、のである。それは、その後の三十三年間、一貫してそうであった。

今度、思いがけなく頂くことになった「日本記者クラブ賞」は新聞記者としての私に与えられたものである。だが私は、だんだん、新聞記者になる以前の私についても与えられたものだと思うようになって来た。

私が今もコラムを書いているのは私がそれ以外に能がないからである。前線で兵卒は銃を撃つ。引鉄を引く時、それはある目標に向かって引かれる。中つても中らなくてもだ。目標は無数にある。教育の仕事は、一定期間中は相手は固定している。コラムの仕事の相手は日によって異なる。こつちがくたばるまでは、引鉄は引き続けられねばならない。

明治四十四年三月二日、熊本生れ。広島高等師範学校卒業後、教職を経て昭和二十一年、論説委員として熊本日日新聞社に入社。常務取締役、論説委員長、監査役、論説委員顧問を歴任。五十二年五月から現職。

略歴

第13回通常総会

(昭和54年5月16日(水)
日本記者クラブ記者会見室)

社団法人日本記者クラブの第13回通常総会は、出席
法人会員二八社、委任法人会員八七社、計一五社の
出席をもって成立(定足数七一社)、定款23条により
酒井理事長を議長に選出して、午後4時、クラブ記者
会見室で行われた。

昭和53年度事業報告(前号既報)ならびに同収支決
算(別表参照)を理事会原案どおり了承後、本年度ク
ラブ賞受賞者・岩下雄二氏(熊本日日新聞取締役会長)
を名誉会員とする
件を決定。

以上の議案が
可決承認された
のち、酒井議長
は、第4期の役
員選出に関して、
第3期総務委員
会に対し、原案
作成をゆだねた
いと提案、あわ
せてこの審議の
間は小島章仲会
員(日経)を臨
時議長としたい
と、議事進行に
ついて二点提案

昭和53年度一般会計収支計算書

自昭和53年4月1日 至昭和54年3月31日 △印は不足

科 目	予算額	実算額	対 比
収入の部	円	円	円
プレス会員会費	118,392,000	120,432,000	2,040,000
法人会員会費	92,400,000	92,625,000	225,000
個人会員A会費	12,852,000	13,452,500	600,500
個人会員B会費	672,000	750,000	78,000
個人会員C会費	4,644,000	5,148,500	504,500
個人会員D会費	7,824,000	8,456,000	632,000
賛助会員会費	16,296,000	17,734,000	1,438,000
法人賛助会費	12,240,000	13,260,000	1,020,000
個人賛助会費	1,536,000	1,704,000	168,000
特別賛助会費	2,520,000	2,770,000	250,000
貸室料	7,200,000	7,825,500	625,500
北ブロック管理収入	600,000	712,600	112,600
入会金	0	3,750,000	3,750,000
雑収入	4,680,000	9,786,604	5,106,604
特別取扱いの機器	3,600,000	3,713,845	113,845
特別取扱いの機器	600,000	1,425,500	825,500
特別取扱いの機器	480,000	3,922,979	4,167,259
特別取扱いの機器		724,280	
計	147,168,000	160,240,704	13,072,704
支出の部			
事業関係維持費	85,440,000	81,491,438	3,948,562
借入料	65,964,000	65,445,732	518,268
借入料	53,544,000	53,543,100	900
借入料	7,380,000	7,307,130	72,870
借入料	5,040,000	4,595,502	444,498
借入料	1,380,000	996,594	383,406
借入料	9,000,000	5,587,914	3,412,086
借入料	2,736,000	2,866,615	△ 130,615
借入料	4,800,000	4,673,652	126,348
借入料	2,076,000	1,896,912	179,088
借入料	2,724,000	2,776,740	△ 52,740
借入料	1,080,000	1,084,990	△ 4,990
借入料	480,000	835,941	△ 355,941
事務関係維持費	7,920,000	6,680,528	1,239,472
通信費	2,520,000	1,430,059	1,089,941
印刷費	2,160,000	2,677,480	△ 517,480
交通費	240,000	76,990	163,010
消耗品費	1,080,000	731,443	348,557
事務費	1,560,000	1,560,000	0
事務費	360,000	204,556	155,444
人件費	39,228,000	41,430,410	△ 2,202,410
給与	23,052,000	24,742,000	△ 1,690,000
賞与	15,744,000	16,295,334	△ 551,334
厚生費	432,000	393,076	38,924
諸積立金	7,380,000	7,380,000	0
資産準備積立金	5,880,000	5,880,000	0
退職積立金	1,500,000	1,500,000	0
予備費	7,200,000	475,490	6,724,510
計	147,168,000	137,457,866	9,710,134

22,782,838円の剰余が生じたので、下記の通り処分いたします。

- 8,000,000円 資産準備積立預金に積み立て
- 4,000,000円 退職準備積立預金 //
- 3,750,000円 特別積立預金 //
- (入会金収入)
- 1,250,000円 クラブ賞積立預金 //
- 5,500,000円 10周年記念事業積立預金(特別) //
- 282,838円 当年度繰越金として計上

この両提案はただちに承認された。
その結果、小島臨時議長からの指示にもとづいて、
山内第3期総務委員長(毎日)が欠席のため事務局が
代行して第4期役員案を提案。全員一致でこれを承
認、別表(17ページ)のとおり第4期役員を決定した。
また、このうち小島臨時議長の指示にもとづいてた
だちに新役員による理事会が別室でもたれ、理事長な
らびに副理事長の互選が行われた。この結果、理事長
に酒井新二理事(共同)、副理事長に小島章仲理事(日
経)、吉村克巳理事(フジテレビ)を再任し、総会へ
報告した。

議事終了のち、熊本日日新聞の岩下雄二氏に対す
る昭和54年度
日本記者クラ
ブ賞の贈呈式
が行われ、午
後5時閉会。
午後5時30
分からクラブ
宴会場で、会
員懇親会が行
われ、本年度
クラブ賞受賞
者の岩下氏を
祝福した。

昭和54年3月31日現在

資産の部		負債の部	
科 目	金額	科 目	金額
繰越剰余金の部	円	繰越剰余金の部	円
繰越剰余金	8,981,749	繰越剰余金	360,000
繰越剰余金	2,348,402	繰越剰余金	17,381,400
繰越剰余金	1,914,000	繰越剰余金	5,479,318
繰越剰余金	300,000	繰越剰余金	60,137,610
繰越剰余金	17,381,400	繰越剰余金	38,578,100
繰越剰余金	5,479,318	繰越剰余金	5,500,000
繰越剰余金	60,137,610	繰越剰余金	13,184,151
繰越剰余金	38,578,100	繰越剰余金	282,838
繰越剰余金	5,500,000		
小 計	140,618,579	小 計	140,618,579
繰越剰余金の部	金額	繰越剰余金の部	金額
繰越剰余金	126,371,000	繰越剰余金	187,788,251
繰越剰余金	12,185,775	繰越剰余金	187,788,251
繰越剰余金	23,453,906		
繰越剰余金	25,777,570		
小 計	187,788,251	小 計	187,788,251

期末正味財産現在高 328,406,830円

●講演記録●

安定成長時代の

独禁行政

橋 口 収

(公正取引委員会委員長)

けさ偶然車の中で、九時五分のラジオのニュース解説を聞きました。それによるとちょうどアメリカの防衛費は円に(二二〇円で)換算しますと、二三兆円と云うことだそうです。日本の防衛費は一兆九、〇〇〇億ですので、大体一二倍くらいというような解説をしておりました。

なぜ、こういうことを申し上げるかと言いますと、アメリカの独占禁止政策に要している経費と日本のそれとの関係も、大体一〇対一くらいになっているからです。

アメリカの場合は、司法省の反トラスト局と連邦取引委員会の二つの組織があります。双方の予算を合わせますと、一九七九年度が二四四億円で、一方、日本の公正取引委員会の予算は二三億一、〇〇〇万円。人数は、アメリカが二つの機関合わせて二、七一四名、大変な組織を持っているわけです。内訳は司法省九七七名、連邦取引委員会一、七三七名です。わが国の場合は四二七名ですから、大体六分の一以下です。

六倍強の人員なり、組織を持っているのが、アメリ

カの実態だということ。しかも年々歳々人数がふえております。一九七八年度は二、六三二名ですから、一年間で八二名ふえています。日本は一九七八年度が四二一名ですから、僅か六名しかふえていない。西ドイツも四〇〇名くらいで、日本とほぼ同じですが、西ドイツは各州に組織を持っていますから、それを合計しますと、西ドイツのほうがかなり多い。

予算も人も少ない公取

いずれにしてもGNP対比あるいは総人口対比で言っても、日本の独禁当局は人数も少ないし予算も少ないということが言えるわけです。

こういう時勢ですので、人数をふやすと言っても、そんなに飛躍的な増大は期待できません。なぜ四〇〇名そこそこと言いますと、原因は昭和三〇年代に逆のぼるわけです。当時予算は均衡財政の時代で、予算は切るが、そのかわり人をつけるということが一〇年くらい続いたわけです。その頃に各省の組織はふくれ上がったわけです。ところが公正取引委員会は、高度成長の時代ですから、まあ、隅っここのほうで一パイ飲んでろ、というようなことで、しばらく陽の当たらない時代が一〇年くらい続きました。その間、ほとんど人がふえなかったわけです。

昭和四〇年代になって競争政策が見直されてきて、人をふやそうというときになったら、いわゆる定員管理が始まり、なかなか思うようにはいかないということとです。

いろいろ努力をしてようやく四二七名になったというわけです。

大ざっぱに対人口比とか、あるいは対GNP比で言

いますと、ほほいまの倍くらいないと先進諸国と肩を並べることが出来ない、というのが実情ではないかと思えます。

こういう限られた人員と予算の範囲内で仕事をするわけです。経済界の人達がある種の恐怖感をお持ちになるほどたくさん人間を持ってはいないわけです。アメリカのごときは検事の資格を持った人が何百人といるわけですが、日本の場合はそういう人がたった二人しかいないのです。一般経済界の方がたがご心配になるような大それたことが出来る状態ではない。当然、出来ればもう少し人間が欲しい、という実感を持っています。皆さんにも側面的にご支援をお願いしたい、ということを含めて申し上げているわけです。

それでは本題に入りまして、これからどういうことをやろうとしているか、につきましまして概略を申し上げます。私には、「三つの課題」と「二つの政策」ということをいつも言っております。「課題」というのはどちらかと言うと、政策的な課題でして、「二つの政策」というのは本当は「二つの考え方」ということです。

最初に多少抽象的になりますが、「二つの考え方」のほうから申し上げてみたいと思えます。

重要性を増す「公正」概念

独禁政策はいわゆる競争政策と言われています。自由競争を奨励することにより、その結果として望ましい秩序が生まれるという一つの信仰と申しますか、哲学によって支えられているというか、ともかく競争を奨励する政策であることには間違いありません。

それでは独禁政策は単に競争、競争と言っていれば

それでいいのかと申しますと、必ずしもそうではなくて、やはり別の角度が必要になってきます。単に自由な競争ということではなくて、公正なる競争が必要だということ。つまり競争政策にはつねに公正概念がかぶっている、ということに注目をする必要があります。日本の独禁法の第一条でも「公正にして自由な競争」とはつきりと謳っております。ただ無茶苦茶に競争をすればいいということではない。乱売合戦とか過当競争を本来奨励するものではない、ということに着眼する必要があると思います。

これは競争に関連しての配慮事項です。そしてこれが、私が「二つの政策」と言っているものの一つです。それではもう一つの第二の政策は何かと言いますと、簡単に言えば経済的強者の地位の乱用を防止する、ということ。経済的強者の地位の乱用という考え方は、何も昨今始まったことではなくて、実は独禁政策の原点と申し上げても差し支えない、と思います。

第一の自由競争政策は、どちらかと言うと、一九世紀に始まった、いわゆる産業資本主義の考え方です。それ以前は自由競争とかあるいは市場経済という考え方が、そう強くはなかったわけです。

それでは独禁政策は、資本主義とともに始まったのかと申しますと、そうではなくて、ローマ法の昔からあるわけです。中世のゲルマン法にも同じような精神があります。結局、経済的な強者が優越的な地位を乱用して、弱い者や庶民をいじめることを抑える、というのが独禁政策の原点です。たまたま「独占禁止」という言葉はありますが、そういう狭い概念ではなくて、もっとヒューマンなど申しますか、人間的なある

いは常識的な概念に基づくものであると思います。

繰り返しになりますが、ローマ法の昔から、経済的に強い商人が商品を買収して値段をつり上げたり、商品を隠した場合は、これを処罰するという考え方がすでに打ち出されています。そういう点から申しても、独禁政策の原型は意外に深く、意外に古くから生まれている、ということが言えると思います。

低成長の時代になってきますと、どうしても経済のセクターの中における公正概念について従来以上に注目する必要があるわけ。高度成長の時代にはその成長の成果としてのパイが年々歳々大きくなりまから、仮にそのパイの分配について多少の不正がありましても、お互いに恩恵を受けるということで、それほど強い不正感には社会の中に生まれないうけです。しかし、低成長ではパイの大きさにおのずから限度が生じます。そうすると、パイの正しい、公正な分配についての概念がますます強くなると思うのです。

こういう情勢の変化を考えますと、第二の考え方としての、経済的強者の地位の乱用を抑える、ということ、どうしても従来よりも強く打ち出す必要が出てきます。

こういう考え方に基づいて、第一の考え方としての自由競争と合わせて、今後の政策課題に取り組む必要がある、というのが公正取引委員会の基本的な立場であるわけです。

改正法は順調に定着

そこでどういふ政策をやるかとしていのかということですが、私は、日頃から「三つの課題」をみずからに課しているわけです。

第一の課題は、国民経済の中に一昨年改正になった改正独占禁止法を定着させるということ。一昨年の一月二日に改正法が施行になったわけですから、概ね一年半近く経過しているわけです。この間、大体私どもが当初考えたような順調な経過をたどっていると思います。いづれにしても改正法で決められた重要な改正点は、それぞれ着々と施行に移されています。あのとき一番問題になったのが、いわゆる独占的状态に対する措置でして、最終的には企業分割まで許容する、という条文が生まれたわけです。

これについては、対象になる業種についての、いわゆるガイドラインを一昨年決め、それを昨年改正しました。そういう業種については、いろいろ資料をちょうだいして検討しているわけで、一言で申しますと、監視の態勢を取りつつあるということ。具体的な措置を取るまでには至っていませんが、これは具体的な措置を取らないことが、むしろ望ましいということ。して、一般的な監視の姿勢を続けるということに進んでいるわけです。

そのほか同調的値上げの場合の報告の聴取という規定もありますが、これについては、すでに一件調査をしているわけです。国会に報告していますが、昨年一月から五月の間に行われた二輪自動車の値上げについて理由を調査しました。このほかに本調査を行っていますのが一件、本調査から移行が決定しています。業種内容については、ちょっと遠慮させていただきたいと思えます。いづれにしても値上げの理由について報告を求めているわけです。

同調値上げの調査

同調値上げの報告の聴取を受けることを不名誉に思っている産業界の方が多いわけです。値上げの理由について一通りのことをうかがえばよろしいわけですが、もともとは原価公表制度からスタートしたものですから……。いまはまだ公取から報告の聴取を求められるだけで企業イメージが崩れるということを心配しているわけですが、こういう考え方もだんだんなくなつて、進んで調査を受けるといふ状態になることが望ましいわけです。そう申し上げてもなかなか難しいとは思いますが……。

本来、経済法規ですから、そんなに不名誉なことがあるはずはないわけです。同調値上げの調査については協力をさせていただきたい、という気持ちを持っていきます。

よく考えてみますと、値上げの理由は単にコスト要因だけではなく、需要の要因もありますし、他の企業との対抗戦略とかいろいろあるわけですから、コストによつてすべての値上げの理由を説明することは本来難しいわけです。いろいろ調査してみますと、大変珍妙な結果が出てくるわけです。つまり、一般的に申しますと、値上げの理由がないにもかかわらず値上げをしているという事例が出てきます。しかし、企業として値上げが可能であれば、それによって利益を追求する、ということ自体は別に悪いことではないわけです。したがって、値上げの結果として利潤がふえるということを、別に公取が問題にするということではありません。

また、多少差し障りはあるかと思いますが、一部の

新聞の駅売りについて、四月一日から一〇円の値上げということが行われたわけです。公取はこれについても調査を開始しています。ただ、この調査は同調値上げとしての調査ではありません。一般的に一部売りの夕刊がどういう販売経路で駅頭に届くのかとか、あるいはその間の取引の条件等も含めて調査をさせていただきたいということです。

繰り返しになりますが、調査と申しましたが、立入り検査とかいうものではなくて、あくまでも協力をさせていただいて、実態を承知したいということなのです。

同調的値上げの対象品目に全国紙を入れるかどうかはベンディングになつていっているわけです。私もは入れる理由があるというように考えているわけですが、これはまだ未調整であります。したがって、さきほど本調査云々と申し上げたのは新聞のことではなくて、他の業種のことです。株式の保有制限に伴う株式の処分等々もすべて順調に進んでいます。

改正法関連でとくに紹介したいことがあります。それは次の点です。違反事実があつた場合に公取に対して情報を提供されるわけですが、この際提供された情報に関して役所は返事の義務があるという規定が改正法によつて入つたわけです。これは一般にあまり知られていませんが、役所は情報の提供があまりしても、従来はいわば握り潰すということが可能であつたわけですが、これからは何らかの形で返事をしなければいけないわけです。理由もなく調査をしない、理由もなくアクションを取らないということが許されなくなるわけです。

しかも、これは半分冗談ですが、最近はやコピーと

かゼロックスが発達したものですから、昔のように手書きで写して情報を提供するというのではなくて、そのものズバリが情報として提供されます。そうなりますと、それを持つていながら何らの行動も取らないということになると、役所としては情報提供者に対して、いわば立場がないということになるわけです。法律違反ということになりますので、実はこの規定は意外な効果なり、あるいは射程距離を持つていないのではないかと感じがするわけです。法律が施行になつてから、すでに一四〇件余りの情報の提供が行われています。しかも情報の精度が漸次よくなつてきている、ということには注目すべきことではないか、と思います。

ただ 改正法については一年半ほどの経過ですから、これで完全に定着したというように評価するのは適當でないと申すわけです。改正法の施行に関して、公取としては従来以上に行政機関としての性格を強く出す必要があるのではないかと考えているわけです。

事業者団体の活動指針

その一つとしていま提案していますのが、いわゆる事業者団体の活動指針というものです。従来は事業者団体がどこまで活動して差し支えないか、どこを越えようと、これが違反になるかについて確たる方針なり指針がなかったわけです。そういうものを今回成文化したいということで、一つの案をまとめて各界のご意見をうかがっているところです。

今までの独禁行政というのは、口伝とか言い伝えとかつづやきみたいなものが多くて、なかなか成文化さ

れたものがないわけです。日本の独禁法はアメリカ等に比べればかなり詳しく規定しているほうですが、いろいろ取り扱いの方針とか基準が明確でない場合があるわけです。要するに稗田阿礼の段階であったわけですが、そろそろ太安万侶が出てきて成文法にしたほうがいいのではないかといいことです。経済界には、余計なことをしてくれる、という気持ちもあって、それはつきり文書に書かれたのではやりようがないではないか、というような意見もあるようです。

私どものほうとしてはいままでやってきたことを文書にただけなのですが……。同時にいわゆるクリアランスという制度を設けようとしているわけです。あの計画をやりたいという場合には、役所に申請をしていただいて、あらかじめ審査を受けていただく。

役所がいいと言えば、当然、立入り検査その他の裁きを受けることはない、という事前相談の制度というものを開発しているわけです。

諸外国でもだんだんそういうようになってきています。カーター大統領も独禁当局が産業界の申請に対して、早く方針を明らかにするよう機会あるごとに言っているわけです。今回私どもがつくろうとしている事業者団体の活動指針には、そういう事前相談の制度というものを設けて、ご相談に応じようとしているわけです。

いままではよくわからないまま薄暗がりを歩いていて、うしろからボンと殴られたとか、斬りつけられたということがありましたけれども、これが出来れば今後はそういうことはなくなるわけです。しかし、まだなかなか理解していただけない面があります。どうやら成立の見通しが立ちつつあるところと見えます。

企業合併のガイドライン

その次に考えていますのは企業合併についてのガイドラインです。これについては日本の場合ご承知のように大体一定の市場分野、事業分野において、市場占有率が二五%を超える場合には審査が厳しくなります。これも稗田阿礼でして、何もそう書いたものがあるわけではありません。そういう言い伝えになっているわけです。

このあいだも国会で質問を受けまして、二五%というのはどういうことかということですから、大ざっぱにわかり易く言えばある事業分野について四社までいいということ、というような答えをしました。しかし、四社までいいというのは実は語弊があるわけですから、三三%とか、二二%とかいう組み合わせもありまして、四社であればつねにいいというわけではありません。

四社までいいということになると二五%ずつならばよろしいのですが、三五と一五の場合はどうか、という問題がすぐ出てきます。そういう点から言って、このガイドラインはあまりにも簡単過ぎて、汎用性がないうということが言えると思います。アメリカの場合は大変複雑なガイドラインを持っておりまして、イギリスもいろいろなガイドラインをつくっています。いま諸外国の例を集めている最中ですが、いずれ将来はもう少しもっと正確で、しかも実情に即した合併ガイドラインをつくりたいと思っているわけです。これには一年くらいの時間をいただきたいと思えます。

経済が開放体制に入った段階では、日本の企業単位も、業種によってはより一層大きくなる必要がある

ものもあると思います。大きくなるのがすべていいというわけではありませんが、大きくならなければやっつけいけない、というものもあると思います。適例かどうかわかりませんが、たとえば合成繊維のごときは、日本のすべての設備とアメリカのデュポン一社とがほぼ同じくらいの状況です。輸出入が自由に行われるということになり、しかも後進国の追い上げがあり、繊維相互にも代替性もあるということになると、単に二五%だけの基準で対応することは難しいわけ

です。このようにある意味では合併に対して許容限度を大きくしていくという面も必要ですが、逆にきつくしなくてはならない面もあると思います。たとえば二五%までいいと言っても一社が二五%で、あと七五%の会社が一%ずつあるという業種を——これは仮定ですが——考えてみますと、仮に二五%であっても市場支配力は大きなものになるわけです。二五%であっても不都合な場合も出てくると思います。そういう幾多の組み合わせ、国際的な企業単位の大きさとか、輸出入の状態とか、商品の性格等々が絡んできますので、単に二五%オンリーという形では適当ではないのではないだろうか。そういう趣旨から検討をしています。

アメリカではエドワード・ケネディ氏が上院の司法委員長になり、議会に合併規制法を出しています。コングロマリットを抑えようという考え方です。いまの独禁行政の考え方は、あくまでも市場単位です。ある市場の分野やある事業の分野で占有率が高くなる場合を抑える、という考え方です。

異種の事業について企業が大きくなるということについては、ほとんど規制ができないということ

IBMとかATTについては分割訴訟をやっています、一〇年経つてもはかが行かない。IBM訴訟の場合のごときはあとたつぶり一〇年かかるので、その担当の判事さんも大変高齢になつていたので、その判事さんがポックリいった場合は、最初から資料を読んで訴訟を指揮する人がいなくなつてしまうということが、半分冗談でつぶやかれているわけです。裁判に訴えて、訴訟で解決するという方法にも限度があるわけです。

そこでコングロマリットを規制しようという法案を出しております。これにはたいへんな議論があるわけです。アメリカの雑誌を見ましても賛成、反対が錯綜しています。どうなるかわかりませんが、いずれにしてもアメリカでも西ドイツでもやはり、合併に関しては厳しい線が次々に打ち出されていることは間違いありません。

市場分野において巨大企業が生まれる、ということに対しては基本的に否定的なのが独禁政策ですが、日本の場合は先ほど申し上げたようなこともあるので、合併のガイドラインについては一年くらいをかけて成案を得たいと思っています。

出来るだけ行政機関としての性格を強く出して行って、いわば法律違反の未然防止ということについて一層努力したいと思っています。

非製造業分野へのアプローチ

第二の課題は、非製造業の問題です。非製造業分野へのアプローチということです。産業構造が長期的に見ますと、次第に製造業の分野から非製造業の分野に移つてまいります。一九七六年、非製造業の分野は大

体六七・七%、三分の二のウェイトを占めており、一九七〇年は六一・五%ですから、六年間で六%もウェイトが上がつているわけです。

非製造業と言っても大変広範な範囲を包含しています。商業から自由業まで含まれているということです。産業構造が長期的に変わつてきつたあるということのほか、成長の形態の変化ということもあるかと思ひます。成長パターンが変わつてきますと、単に製造業の分野における価格支配力ではなく、あるいは市場支配力だけではなく、流通段階その他非製造業の分野における市場支配力の問題、価格支配力の問題も看過することが出来なくなつてくるわけです。そういう点から製造業と非製造業とは同じようなウェイトで政策対象とする必要があるのではないかと考えているわけです。

ただ、大変に広範な分野ですから、まず、どういう分野から手をつけるかと申しますと、流通の問題が一番緊要性が高いと考えています。現状では、商品には有り余るほど豊富に生産されているわけですが、それが川上から川中、川下を通じて、どういうように順調に末端の消費者まで送り届けられるのか。その間には、商品の流れと反対の決済条件等も入るわけですが、そういう流通の段階にもし問題があるとすると、良質で低廉な商品がスムーズに消費者の手もとに流れない、ということになるわけです。流通面に隘路があるかないか、そういうことをいま調査しているわけです。

自動車、レコード、出版

調査しています項目を順を追つて申し上げますと、第一には自動車販売業です。自動車販売業の場合に

は、自動車のメーカーなり自動車の販売会社が大変強い立場にあるわけで、自工なり、自販から車の提供を受けるディーラーに対していわゆる押しつけ販売あるいは決済条件の不合理性、テリトリー制、専売制等々があるわけです。一ディーラー、一車種の問題とかいろいろ問題があります。

これについてはかなり前から調査しておりまして、いまの見通しとしては大体五月中には取りまとめが出来るのではないかと思います。取りまとめが出来ますと、それに基づいてある種の改善策を業界にお願いするということになるわけです。これはそんなに大きな摩擦がなく改善策が実現するのではないかと、いうように考えています。

その次はレコード業界の問題です。レコードはいわゆる法定再販商品ということになっていきます。ここでも新しい情勢に対応して、通信販売とか直接販売とかいう制度を開発しようとしているわけですが、そういうものに対しての妨害行為や末端における価格維持行為等に目にあまるものがあるわけです。レコード業界についてはすでに立入り検査をしています。

輸入レコードが入ってきたり、直販制度とかあるいは通信販売の制度がかなり進んでおりますから、事実上再販制度は崩れつつあるわけです。それだけに必死になつて、それを維持しようというような動きが強くなつてきている面もあります。いずれは改善策が生まれてくるということを期待しています。

その次は出版業界です。出版もレコードと同じように法定再販対象商品になっているわけです。レコードに比べるとまだまだ再販維持が厳格に行われているほうです。ここでは再販の問題だけではなく、取次段

ロサンゼルス・タイムスのジェームズ記者の採点では大平総理の英語演説は、独特の発音で三つほど意味のとりにくい単語はあったが、充分合格点の上をゆく出来ばえだったということだ。総理として初の訪米、そしてナショナル・プレスクラブでの初の英語演説である。

七年前佐藤総理がワシントンに乗り込み、両三年後の沖繩返還の約束をニクソン大統領からとりつけたあと、このクラブで堂々たる日本語演説を行った。通訳は赤谷さんで、段落ごとに名訳を披露したが、つめかけたプレスマンには明らかに退屈の色があった。日米会談の本記は首脳会談直後にあらかた紹介済み、そのあとのプレスクラブではゲストの表情から何か面白い雑感はないか、と数百の目が探っているわけだから、スキのない演説ほど座が持たぬ道理だ。今年の大平演説に格別面白味があったとは思えないが、英語の共通語でゲストとプレスを直結したから卒直な人物評が出来、何よりも通訳抜きで時間の節約が出来た。ナショナル・プレスクラブの運営は時間と勝負のプレスマン向きに実質本位にとりしきられる。

NPCの大平さん

あいつつでとりつくりつたゲストから人間味のある話を引き出そうと、さりげなく時に意表をつき、時にユーモアをまじえて、効果的な質問を連発する。勢いゲストは地を出して応戦せざるを得ない。

大平さんも一問一答では使いたれた母国語に戻って「円の動きは鴨川の水」などとやっている。これが小型イヤホーンを通して同時通訳されるから、讃岐なまりの日本語に室内の笑いや拍手が勘所をそうはずさずに起こる。打てば響く反応で大平さんも張りがあったことだろう。

ホワイトハウスから目と鼻の距離、このあたりには並ぶ年代もののビルの一つの最上階にナショナル・プレスクラブがある。この日は満席で三百人程度。天井は高いが装飾とは無縁だ。

内装が目立つのは壁面高く掲げている州旗だろう。ゲストの発言について各新聞のとり上げ方が時に正反対の見方になるのも、記者の地域市民直結の良心からだろう。ここにあるのは地域市民代表の象徴としての州旗とみた。

七年前私が訪れたナショナル・プレスクラブと変化があるとすればメインゲストが佐藤氏と大平氏が変わっただけだ。

ナショナル・プレスクラブには一国の代表たるゲストさえ隣人にしてしまう「ふだん着」の空気があるし、また将来もその空気は変わるまい。

彌富 鞆彦

(ニッポン放送解説委員)

階における寡占の問題等があります。自動車については明らかにメーカーが強いことですが、出版の場合には中間段階の取次が強力です。この強力であることに伴ういろいろの問題があるようですから、いま広範に調査票を配って回収をしている最中です。大体六月中には調査票の分析ができるのではないかと思います。

これについても分析の結果として、何らかの改善策を要請するということになるわけです。出版については、生産、流通、販売すべての段階においていろいろ問題がある、というように考えています。

参考までに申し上げますと、再販を認めている国の例としては西ドイツとイギリスがあります。西ドイツは日本とまったく同じような再販制度を認めています。イギリスは期間を切った再販制度です。一定期間が経ちますと安売りをしています。

一定期間経って、仕入れ価格でメーカーに引き取ってもらえない場合は安売りにしていいとか、いわば条件つき再販です。

認めていない国は、アメリカ、カナダ、フランス、オーストラリアというところですが、アメリカもフランスもそうですが、再販制がなくても推奨販売価格という制度がありますから、大体このくらいの価格で売ってほしい、というようなことはやっているわけです。勿論、それに従わないで安売りをしている本屋さんもあるわけですが……。

いずれにしてもどの国でも一定期間を限って安売りをを行う、という制度をたいてい認めています。日本のように、一回消費者の手に渡らなければ安い本が買えないというような、こういういわば硬直化した制度

を持つている国はほとんどない。日本と西ドイツだけと申し上げてよろしいと思います。

スウェーデンが再販制度をやめたのが一九六五年で、実施したのが七〇年ですけれど、ここは大変うまくいっております。このあいだ調査に行きましたが、再販制度に戻りたいという人はほとんどいない。現状でいいという人が大体七割です。外国でそうだから、すぐどうだというわけではありませんが、出版界にももう少し自由競争の風を当てる必要があるのではないかと思います。

委託販売の制度ですとか、いろいろな慣行もありますし、とにかく一日に一〇〇点も新本が出るというような事情で、ある意味では高度成長の時代の状態がそのまま持ち越されている、というのが日本の出版界の実情ですから、そのへんが直りませんとなかなかそう簡単には直らないと思えますが……。ともかく中間の取次が大変強くていろいろ問題があるという、市場構造の問題も出ているわけですから、調査票を見たと、そういう策を取るのがいかがよく考えてみたいと思っているわけです。

百貨店、スコッチ、冷凍水産物

その次は大規模小売業界の問題です。百貨店、スーパーの類ですが、いわゆる押しつけ販売、協賛金の強要等の問題があります。株式会社三越に対しましてはすでに勧告を出しているわけですが、その他百貨店一六社、スーパー六社についていま調査をしています。

押しつけ販売というような制度は多かれ少なかれあるというように一般に言われておりますが、そんなに

歴史の古いものではなくて、やはり高度成長の時代の売上げ競争、販売競争から自然に生まれてきた、まあ、鬼子のようなものです。やっておられる方々も内心じくじたるものがありながらやっておられるわけですから、今回の措置によって相当程度直るのではないかと、期待をしております。

百貨店協会も二十日に自粛の申し合わせをされることになっていきます。世の中では、公取の考え方は原則禁止で、百貨店業界は原則容認だというようなことが言われておりますが、そんなに差はないわけです。百貨店協会の申し合わせの当初の原案には、まんじゅう屋にはまんじゅうを売らない、というようなこともあったわけです。鉛筆屋には鉛筆を売らない、万年筆屋には万年筆を押しつけない、というような申し合わせが入っていたわけです。ということは、そういうことをやっておられたわけなんです。洋菓子屋に洋菓子を売りつけていたというような、ちよっと考えられないようなことが行われていたわけです。いずれにしても納入業者に物をボンと売りつけて、月末の決済のときに代金を相殺してしまう、というようなことがいままで行われていたわけです。

これは納入業者側にもいろいろ問題があると思えますけれども、やはり百貨店の持つブランド・イメージが強いために、どうしても泣く泣く従っていたということ。これはスーパーにもあるわけです。早いうちにこういう悪習は直したほうがいいと思えます。

協賛金についても同じような問題があるわけです。協賛金のほうはまだ理由がありますが、それにしてもまったく納入会社に利便がないのに金を取られるというようなことがあるわけ。何か私どもが発作的

に百貨店、スーパーに対して挑戦しているように思われがちですけれど、そうではなくてかなり前からいろいろなことが公取にも申告されていたわけです。

こういうものは相当こちらとしても蓄積があつて、検討の結果でなければ出来ないわけです。百貨店業界やスーパー以外でもこういう押しつけ販売的なことが言われているわけですが、だからといってすぐ刀を抜いて飛び出すほど、こちらも幼稚ではありません。相当こちらも検討した上で、またやれば直し得ると思つてやっています。

その次はスコッチウイスキーです。総代理店のあり方です。ウイスキー以外の分野でもいろいろ並行輸入業者いじめというようなことが言われております。ウイスキーの価格形成のあり方も含めて、これはなかなか調査が難かしいのですが、いま調査をしているところです。

あとはインスタントコーヒー。ネスカフェとマックスウェルでほとんど大半の市場が抑えられているわけですから、インスタントコーヒー協会の価格形成のあり方、円高差益の還元ができていくかどうかというようなこともいま調べつつあるわけです。大体六月頃には取りまとめが出来るのではないかと思います。

冷凍水産物。マグロ、エビ等のいわゆる魚ころがしが噂されている業界ですが、これについても調査をしています。六月頃には大体の成案が得られるのではないかと思います。

成案という意味は、調査結果の分析が終わるとい意味で、対策まで含めてではありませんが、調査結果の分析が終わるとい意味では、六月頃になるのではないかと思います。

問題は市場構造に

いま申し上げましたほとんどすべてに、やはり、市場構造の問題があるわけです。市場行動とか市場の成果だけを見ていなくても、これはいわば発熱現象とか下痢現象でして、その前に本当の意味の病気があるわけです。病理現象だけを追い駆けていてもダメですから、その病気の原因はどこにあるかということも診察しますと、やはり市場構造の問題がある場合が多いわけです。

たとえば自動車ですと、メーカーのブランド・イメージが強いか、あるいは百貨店もそういうことが言えると思いますし、出版業界は中間が強いか、冷凍水産物も供給構造の寡占化の問題があるように思いますし、インスタントコーヒーは勿論です。やはり構造の問題について、ある程度極めることが必要だろうと思います。

いままで公取は流通問題を全然やっていなかったのかと申しますと、そうではなくて取引の実態の調査とか、是正の問題についてずいぶんやっております。しかし、流通業の市場構造の問題はほとんど手がつけられていない。これは何も公取だけではなくて、通産省でも農林省でも市場構造の問題についてはあまり調査が行われていないわけです。

構造面について掘り下げることが必要ではないか、というように考えているわけです。

もう一つ非製造業の分野では広告業界の問題があります。これも資料その他をお配りして、広告会社、新聞社、テレビ局等にご迷惑をおかけしたのですが、大體取りまとめが終りつつあるわけです。五月頃には調

査結果の分析が出来るのではないかと思います。これはいままである意味では一番調査していなかった分野ですから、今回の調査によってすぐ何か対策が出せるかどうかは疑問です。私どもも功を急ぐというつもりはないわけです。しかし、広告業界にもいろいろ市場構造の問題、寡占構造の問題があると聞かされていまして、何よりも取引の実態等がかなり前近代的な姿になっているのではないかと、というようにも言われています。百貨店でも痛感しているわけなのですけれど、日本の経済は戦前の旧軍みたいな姿の面をいまだに持っているようです。銀座の表通りは大変立派ですが、コンピナートその他の新鋭工場は大変立派なのですが、ひとたび台所へ回りますと、昔の軍隊の内務班みたいな、リンチだとかかっぱらいが行われているような感じがするようです。意外に古い体質が残っているような感じがします。したがって、もう少し経済計算をベースにした取引が行われてもいいのではないかと、という感じがするわけです。広告業界もあるいはそういう取引の形態等に関して改善すべき問題があるのではないのか、という感じを持っています。

非製造業ということになりますと、先日にも冗談で申し上げたのですが、お寺の坊さんも非製造業なのです。お坊さんが集まってお布施の協定をしたらどうなるのだろうか。まあ冗談話ですが、そういう意味で、非製造業と申ししても、完全な商業から自由業の端っこまであるわけです。自由業もいろいろです。

いま私どものほうで建築家の設計料が審判事件になっています。建築家の先生方は、自分たちは芸術家です。事業者ではない、ということに頑張っておられます。しかし、私どもは事業者としての性格を持っていると

いうことで、独禁法の適用をするという立場です。これは世界的な傾向です。アメリカでも建築家の設計料については独禁法を適用するということをはっきり言っております。お医者さんの診療報酬についても独禁法を適用するかどうかということが、アメリカでは論議されています。仮に受診料幾らと協定すれば当然問題になると思います。しかし受診料を計算する諸要素については協会が指導することは、独禁法の適用上問題はないということを行っています。

お医者さんも独禁法の対象になるということで、だんだんそういうように世の中は動いているということのようです。

拡がる独禁法適用領域

実はOECDでも全体として製造業から非製造業の分野に重点を移しています。イギリスでも最初は商品とか製品オンリーだったのですけれども、最近は商業とか金融、サービスまで独禁法を適用する、という動きが出ています。OECDでも、まだ理事會勧告まではいっておりませんが、OECDは規制された分野についての政策の適用とすることを課題として持っているわけです。レギュレーテッド・セクターに対する適用ということで、OECDが頭に描いているのはエネルギー、運輸、金融ということですね。

これも直ちに規制するということではなくて、いろいろある政府の介入、調整、許認可制度と、それらを自由競争にした場合との効率の比較を行えということを行っています。

これに関連して私がこのあいだどこかで話したことがある新聞に出て、いかにもあしたから運輸省の行政

がなくなるような、あるいは金融機関に対する規制が一切なくなるような印象を受けられた向きもあるかと思いますが、そうではなくてそういう規制された状態と規制されない状態とどちらが効率がいいか、よく競争当局は検討しなさい、ということをお告の内容にしているわけです。

規制された領域の開放なり、自由化ということとは、結局、先進諸国の経済の体質に合っているのではないかと。そういう問題意識があることは間違いないわけです。方向として間違っているとは思いません。だんだんそういう方向に進むのではないかと思えます。

これも、本当はアメリカがうしろで糸を引いているというように推測されるわけです。アメリカは航空運賃の自由化を行い、次に陸上運送部門の自由化をやるうとしていくわけです。そのほか問題意識としては、金融、農業なども考えているようです。反トラスト法検討国民委員会というのがありまして、これがカーター大統領に答申しているのを見ますと、陸運、保険、農業、海運業、輸出組合が独禁行政の適用除外になっているのを検討すべきだ、と言っているわけです。

勿論、こういう答申が出たからすぐということではありません。しかし、一九七〇年代の初めのインフレ対策としての、独禁政策の強化というOECD勧告が一つの引き金でした。先進諸国で独禁法の改正強化が行われたわけです。日本は一回の改正ですが、他の国は二回ないし四回、国によっては五回も改正して、改正強化の方向に向かっていることを考えますと、一九八〇年代という展望の中では、先進諸国の経済体質にとって市場経済や競争政策は有効だ、という一つの哲学があるように思われるわけです。

七〇年代の先進諸国の経済にはいろいろなことがありました。福祉国家を追求するというところでやってきて、結局、残ったものは重い国家であり、重い税金の負担です。したがってレス・ガバメントとかチープ・ガバメントと言われていきますように、もっと軽い、安い政府を期待する傾向が生じています。そのためには国の調整とか介入を減らしていったら、なるべく自由競争によって処理をしたほうが、結局はいいのだということになります。そういうように原点に立ち返った結果として生まれてきている傾向ですから、今後の競争政策は製造業でも非製造業でもほぼ同じような立場から対象にするというように、大きな方向としては向かっていくのではないかと、という展望を持っているわけです。

大体、私もは、一九八〇年代の中葉くらいまでの時間のスパンで、ものを考えているわけです。別に、今年や来年ということではなくて、もう少し長い中期の展望として考えているわけです。

国際的連繋の強化

最後に第三の課題として国際的連繋の強化ということに触れたいと思います。経済活動が国際化してきていますから、一国だけの処理ということが難しくなってきました。独禁法を持つ先進国との協調をますます深める必要があるということで、アメリカとはすでに二回、西ドイツとは一回、定期協議をしているわけです。今年、アメリカとは第三回、西ドイツとは第二回の協議を行うことにしています。アメリカと西ドイツは独禁協定を結んでおり、情報交換を行うことになっています。西ドイツは、どうも日本とも協定を結

びたいという意向を持っているようですので、私、こんど行ってみまして、よく真意を確認したいと思えます。私どもとしては協定がなくても情報の交換は相当程度行えると考えていますが、協定をつくりましても、やはり、国益を害さない範囲についての情報の交換ですから、事実上そう違わないのではないかと、という感じもしています。

いま、世界の三七カ国が独禁法を持っているわけですが、新たにだんだん独禁法を導入しようという国もふえてきています。発展途上国にも次第に独禁法が導入される情勢でありますので、せん越かもしれませんが、先進国として私どもが技術的な援助をしたらどうかということ、今年の一月に、東京でアジア太平洋地域独占禁止政策国際会議を開催しようという準備を進めています。内々にお誘いをかけていますが、反響は意外によく一〇カ国以上の国が日本に集まる、ということになると思えます。全部で二〇カ国程度考えていますが、このうち独禁法を持っている国は意外に多く、インド、パキスタン、オーストラリア、ニュージーランド、韓国などはすでに独禁法を持っています。フィリピンの刑法の中にも同じような趣旨の規定が入っています。タイは導入すべくいろいろ勉強をしています。韓国が、日本のまねをして一九七五年に導入をしましたので、韓国の先例に沿って勉強をしているようです。

韓国のごときはだんだんテイク・オフが軌道に乗ってきて、いよいよ本当の意味の市場経済になりかかっておりますので、ぜひ独禁政策の実態を勉強したい、という熱意を持っているようです。

せっかくナイーブな状態になっている発展途上国

に、余計なことを教えるのではないかと心配する向きもあるかと思いますが、放っておきますと、かえって悪い虫がつくと言いますか、ちょうど戦後、アメリカが日本に原始独禁法を押しつけたような形で、OECDの事務局あたりが急激なものをつくって、教え込む心配があるわけです。日本の独禁政策は、とかくの批判はありますけれども、世界のレベルから申します

ニュース性の高いサミット

エドウィン・ホワイト

(AP通信社アジア編集長)

28・29日の両日にサミットが開催され、その直前にカーター大統領の国賓訪問があるわけで、この六月の東京支局は前代未聞の忙しさになる。

それだけに一日も早く「取材計画」を作成したいところだが、会議の段どり、日程、宿泊、プレスセンターその他の情報が充分でなく、困惑している。

一番心配しているのは、セキュリティー対策が取材の自由を制約することになりかねないのではないかと懸念されるほど先行している点だ。

今度のサミットは議題に掲げられているエネルギー問題は、サッチャー英首相やトラクタ・カナダ首相の初登場などニュース性もきわめて高い。それだけに同行記者団の数だけでも六〇〇名とも一、〇〇〇名とも言われている。これに国内記者と在日外人特派員

と、かなりマイルドなほうで、ちょうど甘いところと辛いところの中間くらいですから、このへんのところは先生になるのはいいのではないかと考えてやっています。無知な人間に妙なことを教えるということではありませんが、その点はご理解いただきたいと思っています。

やはり、各国、経済の発展の程度が違いますので、が加わるのだから大変だ。それだけに当局はできるだけ正確な準備状況を逐次プレスに伝えるべきだろう。それにそって在京プレスだけでも取材計画をキチンとしておかないと、会議の意義もせっかくのニュース性も空ぶりになりかねない。

セキュリティーの問題のほかにプロトコルが取材の制約になるのでは、という心配もささやかれている。とくにカーター、ジスカールの両大統領が特別扱いはされるのではないかと懸念がある。会議出席者はみな同等に扱われるだろうとは思いますが、会議では、米、日、英、独、仏、伊の言語が飛びかうわけだが、それだけに翻訳と通訳には万全を期してほしい。

APの場合EC、伊、加を除いては、各国から同行記者として助っ人がくるので人員は充分。東京支局と本社を結ぶ安定度の高いサテライト回線がフル回転することだろう。

日本記者クラブでは同行記者団として来日する外人ジャーナリストに「ゲストカード」を出してくれると思うのだが、初めて来日する外人記者も多いと思うので、皆さんの同僚としての思いやりは何よりもありがたいことだろう。

関心の向きも違うようです。一般には消費者保護あるいは商品の表示とかについて関心を持っている国が大変多い。いわゆる自由競争とか競争原理とかいうことより、もう少し以前の国がどちらかといえば多いという感じですが。そういう実際のニーズに合わせた会議にしたいと考えているわけです。

質疑応答

三好(朝日) こんどの改正独禁法の一つの狙いに、カルテルに対する課徴金というのがあって、最近のニュースではコーンスターチの業界などかなり多額の課徴金がかかったようですが、あれほどの程度業界にとっては痛いものなのか。さらに、そういう課徴金を取ることによって、どの程度のカルテルの防止効果があったのか。

答 課徴金のことを落としましたが、違反事件というのは意外に大幅に減っているわけです。あまり減り過ぎているので、どうも申し上げるのがどうかという感じがするんですけど、たとえばカルテルの違反事件は昭和四八年には五〇件あったものが、五三年には三件に減ってしまった。そのかわり不正取引の事件は、四八年は一件でしたけれど、五三年は七件にふえています。しかし、両方足して五三年は事件になりましたのが一〇件。四八年は六一件ですから大変減ってきています。五年から逐次減ってきていますので、全体として改正法の施行前であっても、予防効果なり牽制効果はかなりあったのではないかと、という感じがします。

課徴金は、いままで完全に徴収が終わったのが一件

で、全体で五〇七万円という小さなものですが、いま納付命令を出したのが、ご指摘のコーンスターチで三億九、〇〇〇万というものです。一番多いところでは一社五、〇〇〇万を越えています。

どの程度効果があったか、ということとははつきりした証拠はなかなかないものですから、わかりませんが、コーンスターチの場合も、途中で価格カルテルをやっていたことがわかって、こちらが立入り検査をやりましたあと、早くやめるようにいろいろ申し上げたわけです。しかし、なかなか業界というのとはまともでないもので、実際に課徴金の納付書を見ないとおさまらないということです。結局、二カ月くらい空費されたと思います。こちらが指導に従って、もう二カ月早くやめておられれば、六〇日分は助かったと思うのです。

五、〇〇〇万を越えますと、これは税法上損金に入りませんから、相当な負担になります。五割増くらいの負担になりますから、かなり大きな会社でも半期の利益は飛んでしまうということで、実際に納める段階になって、こんなはずじゃなかった、というようになっていきます。いまやっておりますので、まだ確実に二件ほどあります。一つはそれほど大きな額ではありませんが、片方はかなり大きな額になるのではないかと思います。

外国にも課徴金制度はあります。日本では、恥の文化ではないのですけれど、課徴金を納めるのは恥ずかしいという感じが、外国は、わかったらしようがない、払うものは払うという考え方が徹底しているわけです。なかなか難しいのですが、もともとと経済事犯であって、破産罪でもなければ、刑事犯でもないのですから、わかったらさっさと課徴金を払っていたら

くほうがいいので、日本的な情緒主義で、いつまで経ってもやめられないとかなんとかとやっていますと、あれよあれよといううちに課徴金がふえていく。だんだんにそういうこともわかっていただけるのではないかと、というように思っているわけです。

いずれにしてもまだ大きな会社になりますと、課徴金より、会長、社長の勲章のほうが大問題のようです。課徴金は何とか払える。しかし勲章に手の届いている会長が勲章を貰えなくなる、ということのほうが、どうもまだ影響力が強いようです。そういう話を現に聞きますから。

福田（個人） 当局の行政指導とか、事業者団体とか、個別業者などの間の調整を、公取委員会は基本的にどんな具合に考えているのか。

答 他の行政機関が介入している場合どうするかということなのですけど、昭和四九年の石油ショックのあとの狂乱物価の時代に国会で大議論があって、統一見解というのが出ているわけです。異常事態のときは価格について行政庁が指導してもかまわない。価格というのは本来市場で決まるものですから、価格について指導していいということ、他のことについても指導して悪いということではないと思うのです。

ただ、指導に従って協定をすとか、指導に従って生産量の調整をすとかいうことになれば、独禁法の適用は受けることになります。

これが政府の考えです。国の行政指導があれば違法性がなくなるということではないのです。その点もだんだんそういう趣旨は徹底してきています。たとえば、かつては通産省は勧告短短というのをよくやっていたわけです。いまはなくなっているわけです。

行政庁がはつきり法律的根拠に基づいてやる場合は、勿論よろしいのですが、いわゆる設置法で異常事態の場合でないノーマルなときに、法律の根拠もなしに各省がいろんなことを指導されるというのは、むしろ弊害のほうが多いのではないかと思うのです。そういう意味では行政庁の指導があっても、独禁は独禁法で適用されるという考え方です。

池浦（個人） いまの問題に関連して、ブライスリーダーをどう考えるのか。どうも日本の企業は横並び意識が強いのと、とかくブライスリーダーに一致した価格が決められるという傾向が強い。これからの金利の自由化という問題から、金利決定方式にも関連があるのではないかとも思うが……。

答 ブライスリーダー・シップというのは、諸外国どこでも頭の痛い問題です。しかし、まだいまの世界の行政の現状では、ブライスリーダー・シップをそれ自体違法だということにはなっていません。同調値上げ等を見ても、どう考えてもブライスリーダー・シップがあるという推測はできませんが、なかなかはっきり立証できないというのが実情だと思います。

たとえば三社で一〇〇%のシェアを持っていてということになりますと、三社の会談で、それこそ一位の事業者がちょっと手をあげれば決まってしまうということ、これも易いことなのです。

これは、いまの法律の建て前で、いわゆる独占的状态の弊害があるかどうか、ということと市場を開放するとか、そういういき方で対処する以外にちよつと手がないかと思えます。したがって、同調値上げも残念ですが、いまの規定ではなかなかグツというところまではいかない。

外国でも、ある時期価格値下げ命令をやったことがあるのですが、どうもうまくいかない。
やはり、価格というのは自然に形成される以外にない。その場合に市場構造に弊害なり、歪みがありますと、おっしゃるようなブライスリーダー・シップも生じてきます。本場に暗示のカルテルも生じてしまうと、どうもこの話はまた市場構造に戻るの

膨れ上がったサミット

田辺克彦

(共同通信社経済部)

既に(或いは本来と言わべきか)サミットは、参加七カ国の権力側とマスコミが一体となって演出する政治ショーと化している。これが、第二回(サンファン)会議を除く三回の先進国首脳会議の取材に参加した者の現場感覚である。

その中で、『よいプレス・アレンジメントとは』、或いは『機能するプレスセンターとは何か』ということになると、ショーのお膳立てがスムーズに運べるというところに他ならなくなってくる。

そこで何が本場に討議されたにしろ、権力にとって都合の悪いことは表に出ない。会議者は隔離された場所に居て、情報は特定のブリーフラーによって与えられるだけだからである。官僚による周到な準備、厳重な警備体制などが、これに絡みつく。

はないか、という感じがするのです。
金利のほうは、金利調整法がある分野については適用除外ですから、どんなことをお決めいただきたいものかと思えます。また、金利調整法のワク内では何らかの指導があるということも、私が「いい」と言ったという、また怒られるかもしれませんが、内心ではしかたがないのではないかと考えています。

国際会議取材の面白さは、あくまで会議本体にある。私に関して言えば、プレス・アレンジメントはお粗末でも、石油輸出国機構(OPEC)総会は毎回面白かった。その意味では、管理されたサミットに、これ以上、完璧なプレスサービスを求めるべきでない気さえする。下手をすると、より一方的な情報提供を招くだけであり、或いはコピーが何杯も無料で飲めるというだけの結果を招くだけである。

過去の例を言えば、プレス・サービスがよかったのは、ボン会議だろう。四回目というナレもあつたろうが、その国におけるプレスの社会的地位、くだけて言えば、大切にされ具合にもよっていろいろ。この辺のことは滞欧経験のある方ならお分かりいただけると思う。

従って、東京サミットのプレス体制にあまり注文するつもりはない。恐らく何も言わなくても欧州よりはいいだろう。その程度には日本の官僚機構や組織の力を信用している。逆に言えば、推定四千人といわれる報道陣を全て満足させる仕組みなど有り得ようがないと思うからだ。それ程、サミットについては、全てが膨れ上がってしまったっており、おおげさになってしまっている。

金利調整法ではつきり決めておいて、その中の指導ということであればですが……。しかし、何にもないというのは困るのです。たとえばCDというのが、いま問題になっていきます。これは金利政策を適用せず、はつきり自由金利ということになっているわけですが、それで金利が揃うということになりますと、どうも仏つくって魂入れずになる心配がありますので、私どものほうは、揃ったら困りますという事は、銀行協会のほうにも申し上げているので、まさかそういうことにはならないのではないかと思います。せつかく自由化された以上は、自由化の実を上げていただきたいと思っております。

デジャールデン(特賛) 発展途上国に独禁法を導入するかどうかは、消費者運動と関わり合いがあるとおっしゃったんですけれども、ところで、日本には消費者運動が十分あるのかどうか。

答 消費者運動とは私どものところもおつき合いがあるのですけど、いま、私どものほうに対して非常に強く、消費者運動の立場から、こういうことをしてほしいとか、ああいうことをすべきだとかいう要請はあまり多くはない。まあ、そういうことを言うと叱られるかもしれないけど、どちらかと言いますと、理念的なことを考えているようです。独禁法はだれのためにあるのか、というような設問をされるわけです。滅多なことを言うと叱られるということでは、独禁法は消費者のためにあるのだ、という捉え方をしておられるのです。

私はそうは思わないのです。あれは生産活動を盛んにして、生産活動が盛んにならなければ、ひいては消費者の利益にもならないということが、はつきり書いて

てあるのですから……。

消費者運動が日本にあるかどうかに対する答にはちよつとならないと思うのですが、ただ発展途上国の場合はやはり消費者運動というより、消費者の立場を守るべきだという要請を、政府が強く受けているようです。たとえば消費者を守る立場から、商品についてどういうことを書いたらいいとか、価格統制をだんだん撤廃していったときに、消費者との関係において価格が暴騰するのをどうやら防げるかとか、という問題意識を強く持っているようです。

川名(朝日) 公取が寡占とみなすマーケットシェアのおよそのメドはどのくらいか。それに関連して、ダミー会社をつくった場合に、親会社Aとダミー会社A'を同じシェアとみなせるかどうか。いままでの独禁法の判例、あるいはこれからの問題として、委員長の意見をうかがいたい。

答 何を寡占と見るかというのは、実定法で言いますと、法律の規定の独占の状態と同調値上げの規定の二つしかないと思います。したがって学問上の寡占とか複占とかいうことは別に、私どもが、行政上の対象にする寡占は、独占の状態と同調値上げしかないと思っ

ただ、合併の基準は二五%というのがありますが、一応、二五%までは寡占度が低いという見方をしているわけです。外国では、水平合併の場合とか垂直合併の場合とか、いろいろ基準があります。日本はあまり材料がないせいもありますけれど、垂直合併のことはほとんど触れられていないというようなこともありますから、そういう意味で、もう少し寡占概念を明らかにする意味でも、合併の基準をちゃんとしなければ

いけないのではないかと思っています。

ダミー会社は、実は、外国ほど勇敢に認定をしていないのが現状です。いま、いろいろ研究していることもあり、場合によっては手入れまでしなければいけないかもしれませんから、ちよつと申し上げにくいのですが、ダミー会社で一番の問題は実際は大会社であるにもかかわらず、中小企業の形態を取って、それが集まって協同組合をつくるというのがあ

|| 事務局からお願ひ ||

記者会見・講演会に

出席の際はお電話を

会費を必要としない会合、記者会見、講演会に出席される場合も、会場準備の都合がありますので、あらかじめ事務局へ電話(五〇三―二七二一)でお申し込みください。

テーブル予約、

お待合せの場合は受付へご連絡を

クラブ・レストランを接待でご利用の際は、あらかじめクラブ受付へ電話でテーブル予約をして、詳細をお伝えください。

また、ラウンジで会員以外の方とお待合せの場合も、事前にクラブ受付までご連絡下さい。

ミー会社だからいかに言えるかどうか。そのところをいま研究しているところなのです。外国はわりにはつきりしているわけですが、日本でも一〇〇%出資しているとかいう場合は、そういうことになると思うのですが、では五〇%を越えたらいいのか悪いのかということ、実は、独禁法の適用で一番遅れているところなんです。したがって、これから研究をしたいと思っておりますので、はつきりとしたところからダミーだと、現状ではちよつと申し上げられないのです。

(54・4・19・文責・編集部)

行事案内電話について

記者会見等が急拠決定した時は、通常のクラブ行事のようにハガキで個々の会員の皆さまへ案内が出来ません。

こうした場合、事務局ではクラブ入口に「急告」という形でご案内するようにしております。

また、〇三(五〇三)三七六四には、前日までに決定したすべてのクラブ行事が録音されております。

日時、場所の確認の際にもご利用いただければ幸いです。

新しい会員名簿ができました

新しい会員名簿を作成しました。お手元に届いた名簿に落丁がございましたら、お取りかえいたします。事務局の岡崎までご連絡下さい。

第43回理事会 (昭和54年5月1日(火) 日本記者クラブ大会議室)

事務局から通常総会(第13回)開催の提案があり、これを承認。また、昭和53年度事業報告案、昭和53年度収支決算案、第4期役員を選任を総会にはかることを決定。

次に、昭和54年度日本記者クラブ賞を選考委員会の答申通り、熊本日新聞社の岩下雄二氏に贈ることを決定し、名誉会員として総会に提案、承認を求めるとにした。

創立10周年記念事業について下記のように決定。

- ① 記念講演会。講師はルモンド紙創設者のコペール・ブーブメリー氏。
- ② 記念討論会。「フアー・イースタン・エコノミック・レビュー」紙記者のデビット・ボナピア氏を招き、日本人講師三人をまじえてのアジア問題についての討論会。
- ③ 10年の歩み。編さん。
- ④ 80年代の産業構造の刊行。
- ⑤ 10周年記念パーティーの開催。

最後に、会員資格委員会が審議された会員入会基準について報告があり、これを承認した。

出席 酒井理事長。小島、吉村の両副理事長。理事 中江、山内、藤村、小林、常盤、深谷、江尻、杉山。代理 藤川、小倉、中根。監事 平久保。

第58回企画委員会

(昭和54年4月11日(水) 日本記者クラブ大会議室)

出席 藤村委員長。柴田、石丸、安田、加野、広瀬、平田、高野、梅本、渡辺、今井、山田、林、池浦、ジェームズンの各委員。

第59回企画委員会 (昭和54年5月8日(火) 日本記者クラブ大会議室)

事務局から4月の行事を報告後、5月、6月の行事とゲスト選考について協議した結果、国賓として6月に来日するカーター米大統領のほか、パンス國務長官、

ブルメンソール財務長官のそれぞれをクラブゲストとして迎えるよう引きつぎ交渉することを確認。また、スハルト・インドネシア大統領についても昼食会または記者会見のゲストとして交渉することを決めた。出席 藤村委員長。石丸、加野、高野、今井、鈴木、林の各委員。

第4期(昭和54・55年度)役員(順不同・敬称略)

(理事)	中山為小藤若酒小菊丹岡玉斎萬花堀大常吉三深田井江杉前	利大恒章邦信新淳正太恭幸政太郎徳四幸恭克甲憲泰慶一雄	忠介淳伸苗重二宏世郎一人修行志男夫一巳子一正一進男二	朝日新聞社 毎日新聞社 読売新聞社 日本経済新聞社 サンケイ新聞社 東京新聞社 共同通信社 時事通信社 北海道新聞社 河北新報社 山形新聞社 岐阜日日新聞社 新潟日報社 京都新聞社 西日本新聞社 日本放送協会 東京放送 日本テレビ放送網 フジテレビジョン 全国朝日放送 東京12チャンネル 朝日放送 中部日本放送 日本新聞協会 日本民間放送連盟 日本プレスセンター	東京本社編集局長 代表取締役主筆 常務取締役編集局長 取締役東京本社編集局長 東京本社編集局長 専務取締役東京本社代表 専務理事 主筆兼第二編集局長 常務取締役東京支社長 編集局長 専務取締役主筆 専務取締役編集局長 東京支社長 取締役東京支社長 取締役編集局長 専務理事放送総局長 報道局長 報道局長 専務取締役報道担当 常務取締役報道本部長 取締役 取締役報道局長 取締役報道局長 専務理事 専務理事 専務取締役	東京支社長 取締役東京支社長 編成局長
(監事)	松比川	井嘉内	純敬康	静岡新聞社 沖繩タイムス社 ニッポン放送		

反日デモは

一度もありませんでした

「第二次大戦後、日本が最初に海外資本投資をしたのがスリランカなんです」と語るアトラットムダリ貿易・海運大臣(43才)。投資促進ミッションの団長として、経済界の要人20数名を率いての来日。資本投資を考える場合には両国間の歴史的、心理的バックグラウンドが重要と思うと、サンフランシスコ講和会議での現大統領(当時蔵相)ジャヤワルデネス氏の対日賠償請求放棄発言や建国以来一度も反日デモがないという、反日感情とはまったく無縁の国柄を強調。

同国は日本からの資本投資の受け皿として、コロンボ自由貿易地区開発を進めているのだが、これまで成約した16件のうち、日本からの進出はこの会見当日の朝に決定した一件を含めても二件。

先方の力コブと親日感情はわかるのだが、経済界では政治的な左右へのブレの懸念がいまひとつ消えない。それでも時代のすう勢を反映してか、日本商工会議所で開いた「スリランカ投資セミナー」には予想を越えて二〇〇社あまりが出席したそうだ。



昨年の両
 国間貿易は
 往復で2億
 2千万ド
 ル。日本か
 らは機械・
 機器で、先
 方からはサ

ファイヤー、ルビーなどの宝石(五〇・三%)、冷凍エビ(二一・六%)、紅茶(九・四%)など。

昭和30年に三井物産との合弁会社設立されて以来24年、その後目立った貿易の進展はない。

セイロン紅茶の知名度の割に紅茶がたいした輸入比率でないのは、わが国が多くを英国から製品輸入しているためだそうだ。

(司会)藤本事務局長 出席30名)

どこまで続く「暗夜行路」

労組のタテ社会に依存していたのが、大都市周辺での低落につながった、と統一地方選総括の中で語る多賀谷社会党書記長。

党員、組合員をその居住地で握っていない、同党の日常活動の弱さを反省したまではよいのだが、しまいには、中には党員でも組合員でも職場では社会党だが、電車に乗れば民社、家へ帰れば自民の発言まで……。

五〇分あまりの同氏の話の後の質疑応答では、会員から「党指導層は革新を失っているのではないのか」との質問さえ出る。

選挙の総括などを聞いてみると、かなり正確に分析され、把握されているのだが、肝心の指導力や指導性となるとパツとしない。いつまで暗い道を歩くのか。国民やジャーナリストのなかに叱たや怒りがあるうちに何とかしなくては……。

(司会)林企画委員 出席20名)

原則、論理、自然体

「タテ社会の人間関係」、「家族の構造」などの著書でおなじみの中根千枝東大教授を迎えての久々のシリーズ企画『国際人』。

昨年から今年にかけてだけでも、インドへ3回、欧州へ2回、インドネシア、シンガポール、マレーシア、ネパールと精力的に活躍している人だけに話しぶりもテキパキとしていて気持がよい。何よりも学者としての立場をくずさない姿勢がさわやかだ。

つかまえようのないように映りがちのアジアを①中国②インド・インド亜大陸③東南アジア④日本とプロット化して、それぞれの考え方の相違や特性を明確にしてくれた。

たとえば中国は原則と例外の交錯で、インドは原則なしの無限の論理だと説明する。だが両者は知的という共通点を持つ。一方、東南アジアと日本は水田耕作者の思考で、自然な人間の考え方に依存しているという。



日本のタテ社会の上層は洗練されているが下へいくほど(三流どころは)東南アジア的となるのだそうだ。
 (司会)渡辺企画委員 出席35名)

ソビエトからの四人の同僚

新聞協会の招待で来日したウィクトル・G・アファナーシエフ・ブラウダ編集長、スピリドノフ・モスコフスカヤ・ブラウダ編集長、ヴォスコポイニコフ・ノイボスチ・アジア副編集長、サラバス・アムールスカヤ・ブラウダ編集長を迎えて昼食会を開催した。アファナーシエフ編集長はスピーチで、ソビエトが日本

と同様に戦争の悲惨さをいやというほど痛感している国であり、いまだ若く発展途中のその社会主義にとっては平和という条件が何よりも肝要なのだ、とソ連の平和政策を力説した。

また、日本の科学思想と高い文化に敬意を示し、米國経済に一アツふかせることは並々ならないことだと持ち上げ、自分達としても学ぶべき点を見出していると言った。

ただ日中平和友好条約の覇権条項にははっきりと不快を示し、両国間の若干の影と形容する。にもかかわらず日ソ関係を進めるに当たり、これが絶対的な障害とはなり得ないことも言明した。



質疑に入り、質問がソ連軍の極東での軍事力増強やクナシリ、エトロフの基地問題になると、さすがに勘忍の限界らしく、日本を攻撃する

のに何も近くに大砲を用意する必要がない」とか、日本人は枕を高くして、子供連の教育に精を出して、自分の仕事をすればよい」といった転調もみせたが、ともかく答えにくい質問にも率直に応じ、全体を通して前向きに両国関係を考えたいという姿勢はうかがえた。
(司会 藤村理事 出席57名)

八方ふさがりのインドシナ

「アジア共産主義の現状と将来——インドシナ共産党」のテーマで、木村哲三郎アジア経済研究所動向分析部長代理から話を聞いた。

カンボジア共産党とベトナム共産党の関係、中越関係などを豊富な知識と情報で分析した後、八方ふさがりのインドシナ情勢の推移ならびに今後のアジアの展望について考えを示した。

同氏によれば、現在の不安定なアジア情勢は基本的には米中ソという三極構造に対して、ベトナムが充分に適合し得ていないために起きているという。

かつて中ソのバランスのうえにのっていたベトナムが、米中ソという三極のバランスをとっていかなければならぬ状況の変化に、充分適合し得ていないための不安定だという。

中越関係については、カンボジア問題が解決しなければ正常化は困難だが、結局それぞれ近代化、経済建設という国内事情もあるので、中国がゆるやかなベトナム連邦を認めた形で収まっていくのではないかと、その見通しを示した。

そして、最後にローカライズされたインドシナの共



産党の今後について触れ、民族解放運動においては充分ではないがなんとか有効性を発揮した統一戦線が、これからのそれぞれの国家建設や改造の中でこそ真価が問われることになるのだろう、と結んだ。
(司会 高野企画委員 出席42名)

太平洋ルネッサンス時代

午前10時からにもかかわらず、ファースト・シカゴ銀行役員一行の会見は盛会だった。

A・ロバート・アブード会長のスピーチには、太平洋ルネッサンス時代に向けての沈着な戦略と伝統のフロンティア・スピリットがうかがえた。

韓国、台湾、香港、シンガポールなどの急成長国が存在し、九億の民が近代化を進めるこの地域が、西歴二、〇〇〇年までには世界一の生産活動ゾーンになるのは時代のすう勢との認識で、その規模と複雑さにおいて想像を絶する中国とのパートナーシップを考えているようだ。

それが日本やカナダのように展開していくとは思われないが、世界の人口の四人に一人が中国に住んでいるのだから、これに関わりをもたないということではすまされない、という。(司会 小島理事 出席30名)

会員の著書コーナーを育てましょう

ラウンジの書棚には、ご惠贈いただいた会員の皆さんの著書と辞書等が備えてあります。すぐ脇には原稿書き用のボックスもあり、この電話ブース裏は、まだまだ法人単位の性格が強く、会員個人への顔が見えづらいクラブの中にあつて、もともと個人的な場所となつていきます。

書棚に並らんでいる会員の著書も、それぞれが一人のジャーナリストとしての精魂を傾けたものばかりです。

クラブにとっては大切な財産です。寄贈された会員の方もときどき、この会員の著書コーナーへ足を運び

目次

五月の行事から	1
日本記者クラブ賞を受賞して	2
第13回通常総会	3
(講演記録)	
安定成長時代の独禁行政	4
NPCの大平さん	9
ニュース性の高いサミット	
エドウィン・ホワイト	13
膨れ上がったサミット	15
田辺克彦	17
会議報告	
事務局から	20

ます。そして、千葉雄次郎さん、高木健夫さん、森恭三さんらの著作の横に、ご自身の労作のあるのを確認されているようです。

ところが、最近、この会員の著書や備えつけの辞書が紛失する、という信じられないことが起きています。

外部の不特定多数を招いての会合も多く、人の出入が激しいクラブですので、受付の目の行き届かないこともあり、紛失した著書の筆者の方には本当に申しわけないと思つております。一時期待つてみても、もどらない場合は、クラブで買い求めるようにしていますので、ご容赦ください。

また、今後、ご惠贈いただく場合はサインと年月日を入れていただきたいと存じます。

なお、会員が借り出す際は、必ず貸し出しカードに必要事項ご記入のうえ、受付へお申し出ください。

原初代理事長に記念品

クラブ創立の父ともいふべき、原四郎氏(読売)の理事退任に際して、クラブ理事会は同氏の功労に感謝する会を5月15日(火)午後6時、赤坂「栄林」で開催し、記念品を贈呈しました。

計報

当クラブ設立発起人のひとり、元東京放送社長の今道潤三氏が、五月二十五日(金)、胃カイヨウのため、個人会員の酒井剛氏が、六月一日(金)、下ガクガンのため逝去されました。

謹んで両氏のご冥福をお祈りいたします。

寄贈書

- | | |
|-------------------|-----------|
| 東京12チャンネル15年史 | 東京12チャンネル |
| 札幌テレビ放送二十年史 | 札幌テレビ放送 |
| 警察記者30年(取材記録と自分史) | 鈴木卓郎著 |
| 外交記者日記 大平外交の2年(下) | 平野 実著 |
| もし紙がなくなったら | 藤原英司著 |
| 私の日本報告 | サイマル出版会 |
| 21世紀は慢性肝炎が国民病になる | サイマル出版会 |
| 弾力性社会の創造 | サイマル出版会 |
| 予算からみた日本経済 | サイマル出版会 |
| | 小野盛四郎・ |
| | 宮下忠安共著 |

六月の行事

- | | |
|-----------------|---|
| 5日(火)午後3時~4時30分 | 長谷川孝昭前ベ
トナム大使ブリーフィング |
| | クラブ記者
者会見室 |
| 8日(金)午後2時~4時 | 『アジア新時代』壁谷
賢太郎海上自衛隊第一術科学校副校長
クラブ記者会見室 |